

加古川市総合計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市総合計画審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、会長が会議場の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、その旨を申し出なければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席以外の立入禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。

(傍聴のために立ち入ることができない者)

第5条 次に掲げる者は、傍聴のために立ち入ることができない。

- (1) 危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり又は垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場するものとする。

(傍聴人への指示)

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領に違反したときは、会長は当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(部会)

第10条 第2条から前条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第2条、第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、「会長」とあるのは「部会長」とする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月8日から施行する。